

## <全体会検討用> 「前文」

### (案1)

上牧町は、昭和40年代初めまでは人口5,000人に満たない小さな村でしたが、昭和45年に始まった西大和ニュータウンをはじめとする住宅地の開発分譲が進んだことにより、人口が急速に増加し、ピーク時には25,000人を超えるまでになりました。

これに伴い、町の税収は毎年増収の一途を辿ったため、財政規律が緩み、景気の低迷や住民の高齢化が進む中でも、長期に亘って野放図に身の丈に不相応な大型公共事業が行なわれてきたことにより、平成21年度に財政早期健全化団体に陥ることとなりました。

翌22年度決算で財政早期健全化団体から脱却できたとはいえ、土地開発公社が実質的にノーチェックで土地取得を進めてきたことによる過大な借入金の返済負担の重さもあり、町の財政は今後も厳しい状況が続くことが予想されま

す。

本来は、町当局の行政執行を議会が適切に監視することにより、このような事態を回避できたはずですが、残念ながら当町においては、長らく町当局の行政執行が適切さを欠いた上、議会も監視機能を果たす上で力不足であり、また、住民も町の実態を知らされていないこともあり、ほとんどは無関心でした。

一方、平成12年の地方分権改革により、自治体が自己決定できる基盤が整備されてきており、今後も地方分権化の流れは更に加速されることが予想されます。

こうした、当町を取り巻く内外の環境変化に適切に対応し、同じ過ちを二度と繰り返さず、住民が住みよい暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、これまでの議会と行政の2本柱での町運営では限界にきていることは明らか

です。

上牧町まちづくり基本条例は、公正で、開かれた新しいまちづくりを進めていくために、議会と行政に加え、元々地方自治の主役である住民を町運営の一角として焦点を当て、住民・議会・行政の三者が必要な情報を共有し、参画と協働をベースに、計画に基づき実施した結果を評価し改善につなげていくというサイクルを意識した新しい町運営の基本的な仕組み(ルール)を定めるものです。住民・議会・行政の全てがそれぞれの役割を誠実にかつ積極的に果たし、新しいまちづくりを進める最高規範としてこの条例を制定します。

### (案2)

上牧町は、大阪への交通が至便で、住環境に優れた住宅地として急速な発展を遂げてきました。また、世界最古の木造建築物である法隆寺も近く、なだらかな丘陵で古代に農耕馬の放牧が行われたことから、地名の由来を日本書紀に遡る「上の牧」「下の牧」に持つ、清楚な笹ゆりが町花の緑豊かな町です。

この様な地理・自然条件に恵まれながら、土地開発公社を含め財政規模に不釣り合いな町運営を行った結果、町は財政早期健全化団体に陥り(、将来にわたり過重の負担を負うことになり)ました。この過ちを二度と繰り返さないためには、再発防止に向けた町運営のあり方や町民・議会・行政が果たすべき役割を明らかにし、新たなまちづくりの仕組みとして定める必要がありました。

また、低成長経済・少子高齢化により、従来のように公共サービス全てを行政が担うのは難しくなる一方、地方分権化に並行して「自分達の地域のことは自分達で決める」という自治意識が高まり、自治の主体として住民が地域社会で積極的な役割を果たすことに期待が寄せられています。

こうした上牧町独自の要因と社会環境の変化を背景に、上牧町における新たなまちづくりでは、情報共有により町政を公正・透明で開かれた形とし、そこに町民が主体的に参画します。また、町民・議会・行政は、各々自分たちの役割と責任を自覚し、互いに協働してまちづくりを行います。さらに、まちづくりは計画に立脚して行い、その結果を検証・評価して次の計画に反映させることで、まちづくりの改善を継続させます。

私たちは、過去を忘れるのではなく学ぶことにより将来の糧とし、みんなで力を合わせ、時代・年齢・性別の異なる町民ひとりひとりが描く様々な町の理想像を、豊かで暮らしやすい地域社会として実現させるため、上牧町の最高規範として、この条例を制定します。